

ツキノワグマ誘引防止として柿の木等の 不用果樹を伐採します

～郡山市ツキノワグマ被害防止対策不用果樹伐採事業～

- 実施内容
 - ・不用果樹の伐採
 - ・伐採のみで、伐採後の搬出、処分、根の除去は行いません。
 - ・伐採した果樹等(果樹、果実、枝葉)は現場に残置しますのでご自身で処分をお願いします。
- 対象地区 三穂田町、逢瀬町、片平町、湖南町、熱海町
- 事業対象
 - ・住宅からおおむね 200 メートル以内であること。
 - ・所有者等による適切な管理や伐採が困難な果樹であり、ツキノワグマを誘引する恐れが高く、緊急的に除去する必要がある果樹であること。
 - ・伐採に対する所有者等の同意があること。
- 対象果樹 柿、栗、その他ツキノワグマを誘引する恐れのある果樹
- 対象外
 - ・出荷用として栽培していた果樹
 - ・老木等で果実のならない果樹
 - ・現場の状況により伐採が難しい果樹
- 費用 個人負担なしで、市が伐採します。
- 申込期限 令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月) まで
※伐採事業の受付は原則受付順となります。(予算がなくなり次第終了)
- 申込先 農業生産流通課、果樹所在地の行政センター
- 申込方法 窓口での提出又は申請フォーム
※提出書類は市HPに掲載のほか農業生産流通課又は
果樹所在地の行政センターで受け取れます。
- 提出書類
 - ・郡山市ツキノワグマ被害防止対策不用果樹伐採事業同意書兼申込書
 - ・伐採果樹位置図

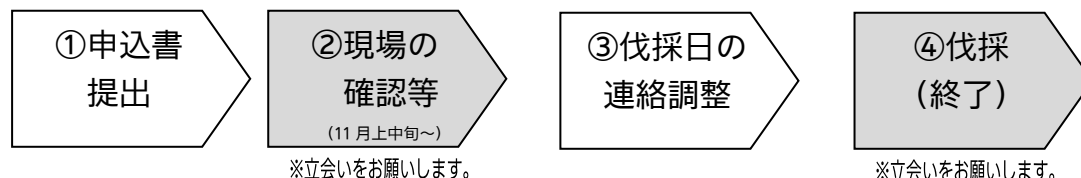


(申請フォーム QR コード)

【留意事項】

- ・申込いただいた場合でも伐採を確約するものではありません。
- ・不用果樹の確認等のために連絡なく敷地に立ち入る場合があります。

●申込から伐採までの流れ



【問い合わせ】 農業生産流通課生産振興係 (電話 9 2 4 - 3 7 6 1)